

エストみなとがわ訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人尚生会が開設する訪問看護事業所エストみなとがわ訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が行う訪問看護・予防訪問看護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師が、障害高齢者や精神障害者または病気やけが等により、家庭において寝たきりか寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけ医等が訪問看護の必要を認めた老人医療受給者、介護保険被保険者及び健康保険被保険者、などに対し、快適な在宅療養が継続できるように、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問看護師は、障害高齢者や精神障害者等の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護サービスを提供する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名称 エストみなとがわ訪問看護ステーション

(2) 所在地 神戸市東灘区本山南町8丁目5-29-3B

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 看護師 1名（訪問看護師兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 訪問看護師等 常勤 1.5名以上（管理者除く）

訪問看護師等は訪問看護の提供に当る。

(3) 作業療法士等 0.5名以上

作業療法士等は訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 平日月曜日～金曜日までとする。祝祭日、12月29日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分～17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分～17時00分

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- (1) 利用者又は関係機関等から訪問看護の利用を申し込まれたかかりつけ医は、訪問看護指示書を訪問看護ステーションに交付し、それにより訪問看護計画を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者または家族等から訪問看護ステーションに直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、訪問看護ステーションから医師会に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状・ADLの観察
- (2) 服薬指導
- (3) 就学・就労・日常生活の過ごし方を把握し、生活リズムを整えるよう指導する。
- (4) 清拭・先発・更衣等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (5) 褥傷の予防・処置
- (6) リハビリテーション
- (7) ターミナルケア、認知症患者・家族の支援
- (8) 療養生活や介護方法の支援
- (9) その他在宅療養を継続するために必要な医師の指示による医療処置
- (10) ケア会議・サービス担当者会議等への出席及び関係機関との連絡調整
- (11) 精神科領域疾患利用者及びご家族の看護・支援
- (12) 精神科領域に関わる訪問看護業務

(緊急時における対応方法)

第8条 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治

医に報告する。

(利用料等)

第9条 訪問看護を提供した場合、利用料として介護保険法、老人保健法及び健康保険法、に規定される厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

- 2 訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。
- 3 その他、利用者の申し出により、次の訪問看護を提供した場合は、その利用料として、次の額を徴収する。
 - ① 営業時間内で2時間を越える訪問看護料：30分あたり1000円（介護保険対象者を除く）
 - ② 営業時間外の訪問看護料：午前5時00分～午前8時30分までは：30分あたり2500円（介護保険対象者を除く）午後22時以降午前5時00分までは：30分あたり3000円（介護保険対象者除く）
 - ③ 営業日以外の訪問看護（介護保険対象者除く）
 - ・ 1回の訪問看護料（30分～2時間以内）/5000円
 - ・ 2時間以上の場合：30分あたり/3000円

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は灘区・東灘区・芦屋市・西宮市とする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業者は、訪問看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとしまた業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であっても業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第12条 事業者は訪問看護を提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはない。

- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、

一定の条件の下で情報提供することができる。

(苦情対応)

- 第 13 条 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村または国民健康保険団体連合会、保護観察所に対して苦情を申し立てることができる。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ成実に対応する。
 - 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをすることはない。

(衛生管理等)

- 第 14 条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染が発症し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防まん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適正に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族など高齢者・障害者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定など)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

付則

- 1 この規程は令和 6 年 7 月 1 日より実施する。